

マイナンバー制度の概要

012345678910111213141516171819

税理士
宮本 雄司



平成27年10月以降、住民票を有するすべての者に個人番号が記載された「通知カード」が住民票の住所に届きます。平成27年10月以降に出生や海外からの転入等により住民登録される場合には、その時に個人番号が付され、通知カードが郵送されます。

通知カード・個人番号カード

から個人番号の提供を求められた際に通知カードを利用できます。ただし、運転免許証等の身分証明書を併せて提示する必要があります。

個人番号カードの交付を受けるためには、市区町村への申請が必要です。通知カードとともに郵送される申請書に署名・捺印し、顔写真を添付の上、返送します。その後、市区町村から交付通知書が送られてきます。本人であることを確認するために通知カード及び身分証明書等並びに交付通知書を持って、市区町村

個人番号カードは申請が必要 裏面に個人番号、住基カードは廃止へ

窓口へ行き、交付を受けます。受領の際に、個人番号カード用の暗証番号及び電子証明書用の暗証番号（数字4桁）を入力します。交付手数料は未定ですが、無料になる方向で検討されています。

個人番号カードの表面には基本4情報が記載され、顔写真が表示されます。個人番号は裏面に記載されます。社会保障・税・災害対策の行政手続のため個人番号の提供を求められた際に個人番号カードが利用できます。顔写真、個人番号等の表示により、本人であること、本人の個人番号であることを証明できます。

また、個人番号カードは民間においても身分証明書として利用できます。身分証明書はコピーが求められることもあります。個人番号が記載された裏面に関しては、行政機関や雇用主等、番号法で規定された者のみが番号法で規定された事務のためにのみコピーすることが可能です。その他の民間においては、コピーは表面のみ認められます。

個人番号カードにはICチップが搭載されています。セキュリティ対策として、ICチップには必要最低限の情報のみが記録されます。券面に記載された事項のほか、e-Tax等の電子申請が行える電子証明書等が記録されます。電子証明書等が記録されず、所得情報、給付金受給情報等の機微な個人情報記録されません。また、ICチップの空き領域は市区町村等が条例を定め、利用することができます。住民は、図書館カードや印鑑登録証等としての利用等、市区町村独自のサービスを受けることができます。

個人番号カードには有効期限が定められています。20歳以上の者は10年、20歳未満の者は容姿の変化を考慮し、5年となる予定です。

住民記帳台帳カード（住基カード）と個人番号カードの両方を持つことはできません。住基カードは個人番号の利用が始まる平成28年以降は発行されませんが、既に発行されている住基カードは、その有効期限まで（発行日から10年間）は利用可能です。ただし、個人番号カードの交付を受けた時点で、住基カードは廃止されます。

なお、法人にはカードはありません。